

## 芦屋市職員定数条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>(定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 8人</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 496人</p> <p>(3) 水道部の事務部局の職員 43人</p> <p>(4) 市立芦屋病院の職員 <u>232人</u></p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>44人</u></p> <p>(6) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員<br/>132人</p> <p>ア 幼稚園の園長及び教員 52人</p> <p>イ その他の職員 80人</p> <p>(7) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(9) 監査委員の事務部局の職員 3人</p> <p>(10) 消防職員 95人</p> <p>(11) 合計 <u>1,062人</u></p> <p>(定数の配分)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる職員の定数の事務部局内の配分は、それぞれその任命権者においてこれを定めるものとする。</p> <p><u>2 任命権者は、他の任命権者と合議の上、職員を定数内において併任させることができる。</u></p> | <p>(定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 8人</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 496人</p> <p>(3) 水道部の事務部局の職員 43人</p> <p>(4) 市立芦屋病院の職員 <u>220人</u></p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>55人</u></p> <p>(6) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員<br/>132人</p> <p>ア 幼稚園の園長及び教員 52人</p> <p>イ その他の職員 80人</p> <p>(7) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(9) 監査委員の事務部局の職員 3人</p> <p>(10) 消防職員 95人</p> <p>(11) 合計 <u>1,061人</u></p> <p>(定数の配分)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる職員の定数の<u>当該</u>事務部局内の配分は、それぞれその任命権者においてこれを定めるものとする。</p> <p><u>— 当該事務部局の任命権者が合議の上、前条に定める職員を定数内において兼務させることができる。</u></p> |